

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)沼津真城山風力発電事業 方法書)

資料5

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	全般	-	事業計画の検討に当たっては、「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定した沼津市や、地域住民と十分に協議を行う必要があると考えます。	「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に反して市長同意なく着工することはいたしません。今後の事業計画の検討に当たっては、条例の策定者である沼津市や、地域住民と十分に協議・調整を行い、当該事業への理解を得られるよう努めてまいります。	エネルギー課
2	全般	15	戸田漁港、西浦漁港から風車を荷揚げすることになっているが、現実的に可能かどうか確認をお願いします。 また、実施の際には、漁港管理者と十分な時間的余裕を持って協議頂くようお願いします。	事前の現地調査により、風車荷揚げは条件次第で可能であると考えております。しかしながら、計画図面の作成や必要な詳細調査の提案が準備中であったことから、漁港管理者様との事前協議を開始できていない状況です。今後、準備が整い次第、漁港管理者様へ事前協議をお願いする予定です。また当然ながら、協議には十分な時間的余裕を持って行います。	港湾企画課
3	全般	15	対象事業実施区域に含まれる県管理道路（船原西浦高原線、修善寺戸田線）の拡幅工事を実施する際は、道路構造などの工事内容について道路管理者と事前に協議してください。	拡幅工事だけでなく、一時的な仮設工も含めて実施箇所が確定次第、道路管理者との事前協議を開始いたします。	道路企画課
4	全般	15	交通に関する事項について、事業の実施に伴う発生又は集中交通量など、地域交通への影響がわかる情報を記載してください。	今後事業計画の熟度の高まる準備書段階において、地域交通への影響の程度が分かるよう、工事期間中の工事関係車両の走行台数、規模を記載いたします。	道路企画課
5	全般	15	工事に使用する特殊車両の通行について、事前に道路管理者へ特殊車両通行許可を申請してください。	工事に使用する特殊車両の種類、台数等が確定次第、道路管理者と事前協議を実施し、特殊車両通行許可を申請いたします。	道路企画課
6	全般	15、16	一般県道127号から風力発電機設置サイトまでの搬入ルートを示すと同時に、当該路網の整備・改修及び供用が環境（希少動植物、濁水発生等）に及ぼす影響を評価してください。	今後事業計画の熟度が高まる準備書段階において、対象事業実施区域内の搬入ルートの詳細を図示するとともに、工事の実施及び工作物の供用が周辺環境（希少動植物、濁水発生等）へ及ぼす影響について、適切な予測評価を実施いたします。	森林保全課
7	全般	19	残土発生量の予測の結果、事業区域内に残土処分場の設置が必要となる場合は、その候補位置や規模を示すと同時に、当該処分場の設置が環境（希少動植物、濁水発生、土地の安定等）に及ぼす影響を評価してください。	残土処分場につき、現時点での候補地を別添資料7にお示しいたします。 また、方法書記載の土工量に関してはあくまでも暫定でございますので、今後事業計画の熟度が高まる準備書段階での詳細設計に基づき、残土処分場の位置・規模を改めて提示するとともに、周辺環境（希少動植物、濁水発生等）へ及ぼす影響について、適切な予測評価を実施いたします。	森林保全課
8	全般	27	「平成30年度」は「令和元年度」に修正してください。	ご指摘のとおり、修正いたします。	生活環境課
9	全般	34	自動車騒音の常時監視結果について、令和元年度の結果に更新してください。	別添資料9のとおり修正いたします。	生活環境課
10	全般	37	「図3.1-10集水域の状況」井田大川、江梨西川、江梨中川、久料川の集水域（流域）がわかりません。P287図6.2-2 (1) のように示してください。	ご指摘の河川の集水域を重ねた図を、別添資料10にお示しいたします。	生活環境課
11	全般	39	表3.1-19について、水素イオンの環境基準値を超える検体数（m）/総検体数（n）が「9/12」と記載されていますが、正しくは「0/12」ですので、修正をお願いします。	ご指摘のとおり、修正いたします。	生活環境課 環境衛生科学研究
12	全般	41	令和元年度の環境モニタリング及び定点モニタリングの地点数が記載されていますが、表3.1-21に記載されている平成30年度の調査では地点数が異なります。整合をとってください。	令和元年度の結果では、対象事業実施区域の周辺における調査結果を確認出来ませんでしたので、準備書作成時は、文中の記載と表の年度の整合をとるようにいたします。	生活環境課
13	全般	94	現段階では、発電機は保安林を避けるように計画しているとのことであるが、工事用道路・作業ヤード等が保安林を避けられない場合は、速やかに東部農林事務所へ相談してください。	ご指摘の通り、工事用道路や作業ヤード等が保安林を避けられない場合は、東部農林事務所へ相談いたします。	森林保全課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)沼津真城山風力発電事業 方法書)

資料5

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
14	全般	97	風力発電機の設置予定範囲内に保安林が含まれていますが、準備書作成時には、保安林を回避するように検討ください。	判別しづらくて申し訳ありませんが、保安林は風力発電機の設置予定範囲から除外しております。	生活環境課
15	全般	161	沼津市森林整備計画においては、森林の公益的機能別に森林地域をゾーニング(機能区分)しているため、当該区域図を確認し、その結果を方法書に反映してください。	ご指摘のとおり、別添資料14にお示しいたします。	森林保全課
16	全般	170	砂防指定地及び土砂災害(特別)警戒区域は、対象事業実施区域の周辺に存在するものの、対象事業実施区域には存在しないため、記載を修正してください。	方法書段階にて、対象事業実施区域に追加した部分(北東の県道部分)が、砂防指定地及び土砂災害(特別)警戒区域と一部重複しております。なお今後の検討において、当該重複箇所の改変を可能な限り避けるよう、検討いたします。	砂防課
17	全般	177	表3.2-47について、砂防指定地及び土砂災害(特別)警戒区域は対象事業実施区域に存在しないため、「×」に修正してください。	方法書段階にて、対象事業実施区域に追加した部分(北東の県道部分)が、砂防指定地及び土砂災害(特別)警戒区域と一部重複しております。なお今後の検討において、当該重複箇所の改変を可能な限り避けるよう、検討いたします。	砂防課
18	全般	238 ～ 241	P241に掲げられた保安林内への留意事項の多くは、保安林内形質変更等許可及び保安林解除要件に含まれないので、許可及び解除要件内容を十分に確認してください。	やむを得ず工事用道路、作業ヤード、法面などの工事が必要になった場合は県担当課にご相談いたします。	森林保全課
19	全般	238 ～ 241	保安林は原則として他の用途への転用は行わないものとしているが、やむを得ず保安林内の工事(工事用道路、作業ヤード、残土処分場等を含む)が回避できない場合は、設計段階において予め県担当課と協議を行うこと。	やむを得ず工事用道路、作業ヤード、法面などの工事が必要になった場合は県担当課にご相談いたします。	森林保全課
20	水質	全般	山肌を削るような工事の際に泥水や濁りが海域に流出しないよう対策をお願いしたい	事業計画の具体化にあたり、工事濁水の河川流出を防止するよう、沈砂池や土砂流出防止柵等の設置等、具体的な濁水対策を検討するとともに、その詳細を準備書に記載いたします。	水産振興課
21	水質	284	水の濁りが水生生物に及ぼす影響を評価するため、事業実施区域の近辺において、降雨時の水の濁りの調査及び予測を実施いただけないでしょうか。	今後実施する現地調査時に、ご指摘の水生生物の実態把握に努めます。また、河川の直接改変は行わないものの、工事濁水が河川に到達し水の濁りによる影響が想定される場合においては、水生生物へ影響予測評価の実施及び具体的な保全措置を検討いたします。	生活環境課
22	水質	285	P44の土壌図では、風力発電機の設置予定範囲内に複数の流域に異なる土質が分布しているようですが、5調査期間等(3)土質の状況【現地調査】では、採取回数が1回となっています。複数の土質について実施する必要はありませんか。	土質調査に関しましては、水質の予測における沈降特性を把握することが目的ですので、土壌(表面の土)ではなく、表層地質をサンプリングするため、表層地質の分布を基に地点を設定しております。	生活環境課
23	水質	285	10評価の手法 準備書には、どの程度の範囲まで工事に伴い発生する水の濁りの影響が及ぶかを評価してください。	準備書段階の予測評価においては、各ヤード沈砂池からの工事による濁水の到達距離について、地形データを基に予測を実施いたします。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)沼津真城山風力発電事業 方法書)

資料5

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
24	水質	285	10評価の手法 水の濁りの回避・低減には、法面の緑化の成否が大きく影響するものと思われます。現地にはシカが生息しており、食害により緑化が進まない可能性がありますので、保全措置(対策)は、このような地域事情も踏まえて検討ください。	法面緑化においては、周辺地域の法面の状況も鑑みながら、食害による影響を極力低減できるよう検討いたします。	生活環境課
25	水質	285	水質の評価(濁水発生予測)にあたり、沈砂池等の土砂貯留施設の配置や構造、放流の位置(自然溪流or浸透施設)が評価の方法や結果に影響を及ぼすと考えられるため、準備書段階において、これらの計画をできるだけ具体的に示してください。	沈砂池等の土砂貯留施設の配置や構造、放流の位置を準備書にて可能な限り具体的に示いたします。	森林保全課
26	水質	286	可能であれば、江梨水源地の上流での水質調査の実施の検討をお願いします。	一定の河川水量が確保可能な地点の内、交通アクセス等を勘案し、現在の地点を選定いたしました。今後の現地調査にて、再度現地の河川の水量の状況を確認したうえで、可能であれば江梨水源地の上流で実施を検討いたします。	生活環境課
27	水質	287	水環境の調査位置については、その影響を正確に予測するため、できるだけ取水地点の近傍で実施してください。	調査地点の設定理由に関しましては、No24の回答のとおりですが、今後の現地調査にて、再度現地の河川の水量の状況を確認したうえで、可能であれば江梨水源地の上流で実施を検討いたします。	森林保全課
28	水質	352	開発行為が河川水量に及ぼす影響については、以下の理由から予測評価を実施することが望ましいと考えます。 ・「本事業により想定される伐採面積は小さい」は、河川流域ごとに土地の改変面積を精査しなければ判断できないこと。 ・「工事中・供用時のモニタリング」を適正に実施するためには、工事前の流況観測及び予測評価に基づく指標を設定することが望ましいと考えられること。	方法書区域に基づいた概算段階ではありますが、各流域面積における改変面積の割合を、別添資料26にお示しいたします。流域面積と比しても現想定での改変面積はさほど大きくはありませんが、今後の検討にて可能な限り改変面積を縮小できるよう、十分に検討いたします。  また、風車の設置工事に伴い、風力発電機設置場所のヤードは一時的に裸地になりますが、降水は設置する沈砂池に集めた後、林地浸透させるため、ヤード設置に伴う改変によって、集水域の変更を行わなければ河川の流量に影響は出ないと考えられるため、河川流量を環境影響評価項目に挙げる想定はございません。同時に、予測評価に基づく指標自体の設定も困難である一方、事前・事後の水質変化を把握するため、モニタリングの実施を検討いたします。	森林保全課
29	水質	284	造成に伴う自然由来の重金属類の溶出がないか一度確認しておくこととよいと考えます。	今後実施する現地調査において、確認することを検討いたします。	科学環境研究所
30	土地性の安定	47	風力発電機の設置予定範囲内には断層が存在するようですが、風力発電機の設置はこのような場所を避けるという認識でよろしいですか。	風力発電機の設置予定地は全て地質調査を実施いたします。その調査結果として、風力発電機の設置予定地に断層があることが判明し、設置に適さない状況の場合は風力発電機の設置予定地を変更いたします。	生活環境課
31	植物	70	風力発電機の設置予定範囲内に植生自然度8の区域が含まれていますが、準備書作成時には、この区域の森林伐採や土地の改変面積を縮減するように検討ください。	ご指摘のとおり、準備書段階において現況調査の結果を踏まえ、影響の回避もしくは低減ができるよう検討いたします。	生活環境課
32	景観	95-97	主要な眺望点に葛城山(伊豆の国市)の追加をするようにお願いします。	本事業の環境影響評価手続きを開始するにあたり、葛城山からの眺望に関して、伊豆の国市様へ相談しておりますが、葛城山から真城山方面の眺望を確認いただいたうえで、伊豆の国市を関係自治体には含めないこととなりました。可視領域計算上は可視地点ですが、垂直視野角1度の範囲外であり、視認できたととしても景観への影響は小さいと考えておりますが、審査意見及び地元住民のご要望を踏まえながら、必要に応じて眺望点の追加を検討してまいります。	生活環境課
33	景観	96~98、249~251	垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内にある全ての主要な眺望点・線について、垂直視野角を示してください。	今後の手続きにおいて、現地調査を行い視認性を確認のうえ、準備書において、主要な眺望点について、垂直視野角をお示しいたします。また、線で表示している垂直視野角1度の範囲内における車道や歩道については、ビューポイントとなるような地点を特定のうえ、垂直視野角をお示しいたします。	景観まちづくり課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解  
 ((仮称)沼津真城山風力発電事業 方法書)

資料5

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
34	景観	251	垂直視野角について、景観的に大きな影響があるとされる6度未満としてください。	垂直視野角については、見えの大きさの参考として、鉄塔の見え方に関する知見を記載しておりますが、今後、風車の見え方に関する最新の知見の収集に努めてまいります。 準備書において評価を行う際は、フォトモンタージュを用いて視覚的变化を表現し、いただいたご意見を踏まえて垂直視野角について検討するとともに、景観資源との重複の状況や眺望点の利用状況等もふまえて適切な予測評価に努めてまいります。	景観まちづくり課
35	景観	331-334	景観調査地点に葛城山(伊豆の国市)の追加をするようにお願いします。 (眺望点について、城山から視認できる可能性があれば、城山の追加も検討したほうが良いと思います。)	本事業の環境影響評価手続きを開始するにあたり、葛城山からの眺望に関して、伊豆の国市様へ相談しておりますが、葛城山から真城山方面の眺望を確認いただいたうえで、伊豆の国市を関係自治体には含めないこととなりました。 可視領域計算上は可視地点ですが、垂直視野角1度の範囲外であり、視認できたとしても景観への影響は小さいと考えておりますが、審査意見及び地元住民のご要望を踏まえながら、必要に応じて眺望点の追加を検討してまいります。	生活環境課
36	景観	332	フォトモンタージュ法による評価については、地域住民の意見を踏まえるようにしてください。	フォトモンタージュ法による評価については、住民説明会で地域住民に提示し、意見聴取に努めてまいります。	景観まちづくり課
37	文化財	166	表3.2-45 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況の注記について、静岡県教育委員会文化財保護課ではなく、平成31年4月から静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課になったため、修正をお願いします。	今後の図書において、注釈の担当課名を修正いたします。	文化財課
38	文化財	168	配慮書に対する意見で示したとおり、対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は含まれておりませんが、遺跡の不時発見の可能性も考えられるため、「新たな遺跡の発見への対応について配慮する。」ことを記載してください。	遺跡の不時発見があった場合には直ちに担当課および教育委員会にご相談いたします。 また、その旨を準備書に記載いたします。	文化財課
39	人と自然との触れ合いの活動の場	335	人と自然との触れ合いの活動の場である「海水浴場」への影響の予測、評価として、工事に伴う水の濁りが及ぼす影響についても追加することを検討ください。	今後実施予定の水環境における調査及び予測評価結果より、海水浴場に対し本事業に起因する濁水到達による影響が生じる可能性がある場合には、人と自然との触れ合いの活動の場の項目においても予測評価すると共に、適切な環境保全措置を検討いたします。	生活環境課
40	廃棄物	99	表4.2.2(53)調査、予測及び評価の手法(廃棄物等) 評価の手法として、産業廃棄物及び残土の「発生量」が、実行可能な範囲で回避又は低減されているかを検討することですが、産業廃棄物及び残土については「再資源化率」も重要な評価項目であるため、品目毎の再資源化率についても評価項目として追加することを検討してください。	今後の手続きにおける廃棄物の予測評価に当たっては、種別ごとの有効利用量を記載します。 また、事業計画の具体化の度合いに応じて、可能な限り再資源化率を高く出来るよう、処理業者の選定等、検討いたします。	建設技術企画課
41	廃棄物	340	伐採木について、有効利用を図るとともに、発生量の削減を図るようにし、準備書には具体的な内容を記載ください。	発生した伐採木材については可能な限り有効利用に努めるとともに、具体的な処理方法を記載いたします。	生活環境課